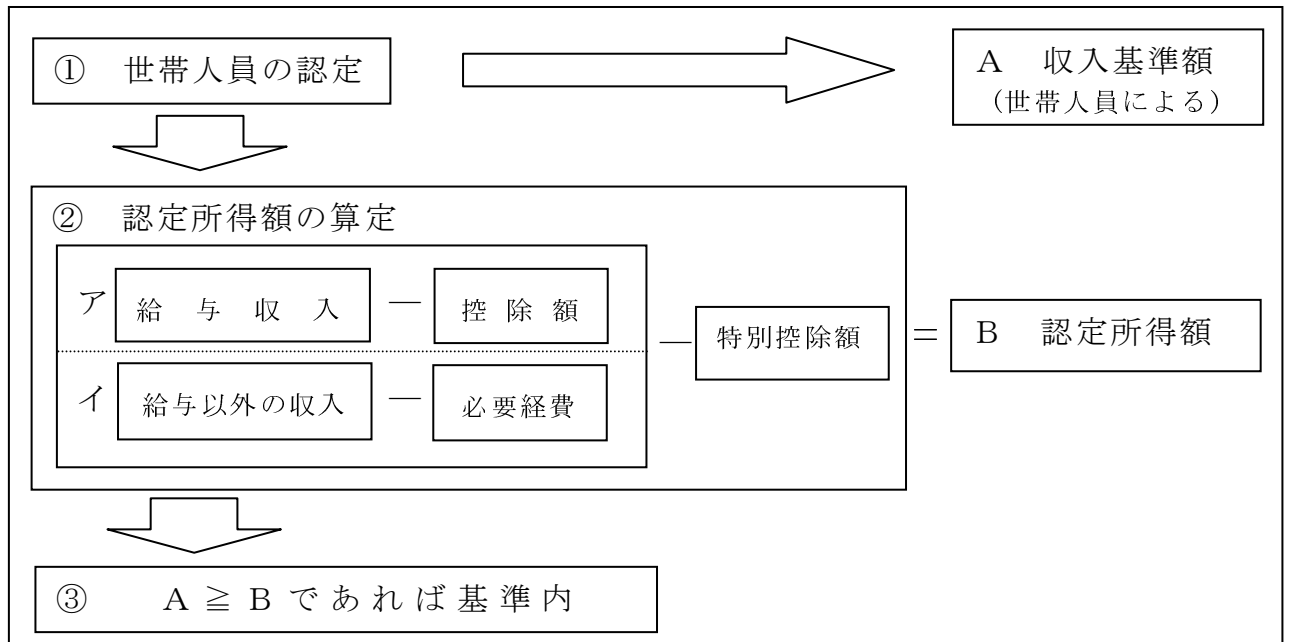


平成23年度広島県高等学校等奨学金収入基準

経済的理由により修学に困難がある者は、独立行政法人日本学生支援機構奨学金収入基準に準じて次の基準により判定する。

収入基準の判定



1 世帯人員の認定

世帯人員の認定は、申請時の状況により、次のとおりとする。

- (1) 同居・別居を問わず、申請者と生計を一にしている家族は同一世帯員とみなす。
- (2) 同一の住居に居住している家族は、原則として同一世帯員とみなす。
- (3) 次の場合は、同一の住居に居住していなくても同一世帯員とみなす。
 - ア 家計を支えている者が勤務地の関係で別居しているとき。
 - イ 就学又は病気療養のため一時別居しているとき。
 - ウ 主として扶養している別居の祖父母。
 - エ その他上記のいずれかと同様の状態にあるとき。
- (4) 別居独立している兄弟姉妹及び生計を一にしない別居の祖父母は、同一世帯員とみなさない。
- (5) 「本人が特別の事情にある者」又は「都道府県知事から委託されている者に養育されている者」である場合は、同一住居に居住していても、その世帯に属さない者とみなすことができる。ここでいう「特別の事情にある者」とは、2親等内の親族のうち、父母及び祖父母がなく、本人以外は20歳未満の兄弟姉妹だけの世帯構成の者をいう。

ただし、20歳以上の兄弟姉妹でも就学者及び長期療養、心身に障害のある等のため経済力のない者は20歳未満として取り扱うことができる。

- (6) 事情により家庭（両親又は家族）と絶縁状態及びそれに準するような場合は、本人を単独生計者として取り扱うことができる。この場合、「所見」欄に本人の家族（両親又は家族）から送金されていないことの確認と、その事情等を必ず記入すること。

2 所得金額、特別控除額及び認定所得金額

(1) 所得金額

申請者の属する世帯の父と母双方の収入、又はこれに代わって家計を支えている者の平成22年の収入金額から必要経費（給与所得の場合は、「別表3」に掲げる算式により算出された控除額。）を控除した金額。

算出方法は、世帯の父と母双方の収入、又はこれに代わって家計を支えている者の所得について、所得の種類別に、次の3及び4により算出した金額を合計するものとする。

※ 父と母双方の収入、又はこれに代わって家計を支えている者の具体的な取扱いは次のとおりである。

- ① 父母が共にいる場合は、父母両方の収入の合計。
- ② 父母のいずれか一方しかいない場合は、当該の父又は母のみの収入。
- ③ 父母いずれもいない場合は、父母に代わって申込者の生計を維持する者の収入（2人いれば2人それぞれ）。
- ④ 上記①～③の場合で、無収入（極めて少ない収入、生計を支えるに不足している）の場合は、申込者の生計を真に支え、若しくは生計に寄与する者の収入、又は援助額等があれば計上する。

(2) 特別控除額

上記（1）の所得金額から控除することを認められる金額。

算出方法は、「別表1」による。なお、特別控除の適用については、次の5のとおりとする。

(3) 認定所得金額

上記（1）の所得金額から（2）の特別控除額を控除した金額を認定所得金額とする。

3 所得（収入）の種類別による所得金額の算定

(1) 給与所得（収入）

俸給・給料・賃金・役員報酬・歳費・賞与及び青色申告の専従者給与（白色申告の専従者控除分も含む。）並びにこれらの性質を有する給与等（年金（恩給・老齢年金・遺族年金等を含む。）及び扶助費・傷病手当金等を含む。）の収入金額（源泉徴収票等という支払金額。）から「別表3」に掲げる算式により算出した控除額を控除した金額を所得金額とする。

※ 父母ともに給与所得のときは、それぞれに「別表3」に掲げる算式により算出した控除額を控除した金額の合計が所得金額となります。

(2) 事業（商業，工業，林業，水産業）所得（収入）

売上（収入）金額から必要経費として売上原価と営業経費とを差し引いたものを所得金額とする。

また、営業経費とは、雇人費・専従者給与・減価償却費・業務にかかる租税公課等、収入を得るための必要経費をいう。

(3) 農業所得（収入）

農作物の収入金額（粗収入）のほか、養蚕・牛・馬・豚・鶏等農作物以外の収入及び副業収入がある場合には、その収入金額を、すべて前記の収入金額（粗収入）に加算して収入金額の合計（総粗収入）を算出し、これから必要経費（専従者給与を含む。）として、肥料、種苗、蚕種、家畜・家きんの飼料、動力機の燃料等（収入を得るために実際に消費した分。）の購入費を差し引いたものを所得金額とする。この所得金額には自家消費分も含める。

(4) その他の所得（収入）

給与、商業、工業、林業、水産業、農業以外の職業（開業医・弁護士・著述業・公認会計士・外交員・税理士等）によって収入を得ている場合及び利子、配当、家賃、賃間代、地代、内職収入、生活保護法による扶助費、失業給付金等の収入の場合で、それぞれの収入を得るための必要経費（専従者給与を含む。）を要したときは、収入金額からその必要経費を差し引いたものを所得金額とし、必要経費のないものは収入金額をそのまま所得金額とする。

4 所得金額算定上の注意

所得金額は、本人の父と母双方の収入、又はこれに代わって家計を支えている者の所得金額を算定する。

(1) 所得金額は、平成22年（1年間）の収入金額を基礎として算定する。算定に当たっては、市町村発行の平成23年度の所得証明書により算定する。（平成23年度の所得証明書が取れない場合は、平成22年分源泉徴収票又は税務署の受付印のある確定申告書（控）の「写」等による。）

(2) 住宅建設、その他の借財による返済金は、必要経費としての控除は認められない。

- (3) 商業・工業・林業・水産業・農業，その他の事業所得の場合，専従者給与（専従者控除分も含む。）は，必要経費に加算して所得金額を算出する。
- (4) 所得金額に万円未満の端数を生じたときは，その端数の金額は切り捨てる。
- (5) 売上（収入）金額から必要経費を控除した額（所得金額）がマイナスとなる場合は，0（ゼロ）とする。

5 特別控除額算定上の注意

所得金額から控除できる特別控除額は，「別表1 特別控除額表」によるが，それぞれ該当する特別の事情を下記により認定のうえ適用する。なお，特別控除の適用については，申請時の状況で行う。

- (1) 母子・父子世帯の控除は，世帯の構成が次に該当する場合とする。
 - ア 母又は父と18歳未満の子の世帯
 - イ 母又は父と18歳未満の子及び60歳以上で経済力のない（年間所得金額が50万円以下のものをいう。）祖父母の世帯
 - ウ 18歳未満だけの子の世帯
 - エ 祖父母と18歳未満の子の世帯
 - オ 配偶者のいない兄弟と18歳未満の子の世帯
 - カ 配偶者のいない兄弟と18歳未満の子及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯
- (注1) 18歳以上の就学者及び長期療養，心身に障害のある等のため経済力のない人は18歳未満の子とする。
- (注2) 祖父母及び兄弟には，それぞれ一方だけの場合も含む。
- (注3) 父又は母の行方不明が民生委員等の証明により確認できる場合は，母子・父子世帯とすることができる。

- (2) 就学者の控除は，次のとおりとする。
 - ア 小・中学校等以外については，設置者（国公・私立）別，通学形態（自宅・自宅外）別に控除する。
 - イ 申込者本人については，別に「別表1 特別控除額表」の「区分B」で控除するため「区分A」での控除は行わない。
 - ウ 大学通信教育部及び大学院の学生は大学学生分として，高等学校通信制の生徒は高等学校生徒分として，控除の対象とすることができる。
 - エ 放送大学に在学する全科履修生は，私立大学学生分として控除の対象とすることができるが，科目履修生・選科履修生は控除の対象とすることはできない。
 - オ 高等学校等・大学・高等専門学校の専攻科生及び別科生については，それぞれ高等学校等生徒，大学学生，高等専門学校学生に相当するものとして，控除の対象とすることができる。
 - カ 専修学校高等課程及び専門課程に在学している生徒は控除の対象となるが，専修学校一般課程に在学している生徒及び各種学校（予備校等）に在学している者については，控除の対象とすることはできない。

(3) 障害のある者の控除の対象は、次のとおりとする。

ア 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体に障害があると記載されている者、又はこれに準ずる者

イ 公害疾病の認定を受けた者で、かつ、当該公害による身体上の障害のある者

ウ 原子爆弾によって被爆した者で身体の機能に障害のある者

エ 精神疾患を有する者（知的障害を除く）のうち、長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある者、児童相談所又は知的障害者更正相談所において知的障害の判定を受けた者、又はこれに準ずる者

オ 常に就床を要し、複雑な介護を要する者

なお、障害のある者の更正医療費で（4）に該当する支出については、「長期に療養を要する者」の控除も受けることができる。

(注) 「障害のある者」の控除の対象の認定は次のとおりとする。

(ア) アの「準ずる者」の範囲

- ・ 戦傷病者特別援護法第4条の規定により、戦傷病者手帳の交付を受けている者
- ・ 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を申請中である者
- ・ 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けていない者でも、「身体障害者福祉法別表」の範囲の身体上の障害があることが明らかな者

(イ) 公害疾病

- ・ 「公害健康被害の補償等に関する法律施行令第10条及び第20条に規定する指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準」に該当する者

(ウ) 精神疾患を有する者（知的障害を除く）のうち、長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある者、児童相談所又は知的障害者更正相談所において知的障害の判定を受けた者、又はこれに準ずる者

- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、又は療育手帳の交付を受けている者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を申請中である者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けていない者でも、精神疾患を有する者は、医師等の証明により精神疾患を有することが明らかな者、知的な障害のある者については、知的障害者更正相談所（児童相談所）の判定により知的な障害があることが明らかな者

(エ) 常に就床を要する者

- ・ 介護されなければ自分が排せつできない程度以上の者で6か月程度以上状況が継続している事実が明らかな者

(4) 長期に療養を要する者の控除は、申請時現在において6か月以上にわたる期間療養中の者、又は療養を必要と認められる者とする。控除額は申請時までの支出金額を基礎として、今後の療養見込期間を考慮し、年間の療養期間に見合った支出金額を算出することとし、控除の対象とする費目は次のとおりとする。

ただし、健康保険等により医療給付を受ける金額及び損害賠償等により補てんされる金額は除く。

ア 医師又は歯科医師に対して支払う診療代、治療代

イ 病院、診療所へ入院するために支出する費用

ウ あんま師、はり師、きゅう師、柔道整復師等の治療を受けるために支出する費用

エ 看護人に対して支払う費用（看護人に対する賄い費を含む。）

オ 治療又は療養のために支出する医薬品代

カ 病院、診療所へ通院するために支出する交通費（必要不可欠と認められるものに限る。）

キ 介護保険により受けた介護サービスの自己負担金

(5) 家計を支えている者が別居している世帯の控除は、別居のために特別に支出している金額とし、住居費、光熱水道費・家具・家事用品の実費に限る。

(注1) 別居している世帯の家計を支えている者の収入金額は、世帯へ送金している金額を計上するのではなく、その者の収入のすべてを世帯の収入金額として計上し、別居のため特別に支出している金額のみを控除する。

(注2) 別居している家族への扶養送金は、控除の対象とならない。

(6) 火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯の控除は、平成22年から申請時までに被害を受けたため、将来支出が増大したり収入が減少したりして長期（2年以上。以下同じ。）にわたり著しく困窮状態に認められる場合に限る。

6 収入基準の判定

- (1) 収入基準の判定は、収入基準額と認定所得金額を対比して行い、認定所得金額が収入基準額を超える場合は、推薦することができない。
- (2) 前記(1)の収入基準は、「別表2 収入基準額表」に掲げる額の内、世帯人員に対応する額とする。

7 広島県高等学校等奨学金貸付申請書に添付する書類

「広島県高等学校等奨学金貸付申請書」には、次表に掲げる書類を添付させるものとする。

この場合、「広島県高等学校等奨学金貸付申請書」に記入された者のうち、父と母の双方、又はこれに代わって家計を支えている者についてのみでよい。

ただし、家計を支えている者の判断ができない場合等については、収入のある者全員の書類を添付すること。

区 分	添 付 書 類
収入額を証明するもの (平成22年分の収入額)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収入に関する証明 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「給与収入のみ」の場合 平成22年分「源泉徴収票(写しでも可)」 ※ 源泉徴収票がない場合は、市町村が発行する平成23年度「所得証明書」 ・ 「給与収入のみ」以外の場合 平成22年の「確定申告書(控)」の写し ※ 「確定申告書(控)」がない場合は、市町村が発行する平成23年度「所得証明書」 ○ 非課税所得については、それぞれ所得の証明できるもの <ul style="list-style-type: none"> 例) 児童扶養手当を受給している場合は、その額がわかるものの写し 例) 年金(遺族年金を含む)を受給している場合は、その額がわかるものの写し <p>《留意事項》 所得証明書によらなければ、収入額の証明ができない場合は、必ず平成23年度「所得証明書」を添付すること。 なお、平成23年度「所得証明書」の市町村における取得は、その時期に留意してください。 ※ 通常6月1日以降の発行になりますが、詳細は各自治体へ確認してください。</p>
特別控除額を証明するもの	<p>【就学者の控除】 ・ 在学証明書(小・中学校等の兄弟姉妹及び本人分除く。)</p> <p>【障害のある者の控除】 ・ 身体障害者手帳、保健福祉手帳、国民年金証書、療育手帳、戦傷病者手帳、医師等の診断書 等</p> <p>【長期に療養を要する者の控除】 ・ 病院・診療所等の証明書、領収書 等</p> <p>【生計を主として維持する者が別居している世帯の控除】 ・ 光熱水費の受領書等</p> <p>【火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯の控除】 ・ 警察署等発行の証明書等</p>

※ 上記の証明するものを複写(コピー)して提出される場合は、所属長等の確認印は不要です。

ただし、不鮮明なものについては、内容が分るように「別紙」で補記してください。